

専決処分報告（調停）

令和7年（2025年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件5件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
1	令和7年1月21日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第130 号未払賃料請求調 停事件	手稲区山口 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計495,000円を今後分割して令和11年2月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番 号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
2	令和7年6月11日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第43 号未払賃料請求調 停事件	東区美香保 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計406,600円を今後分割して令和9年5 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和7年6月11日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第44 号未払賃料請求調 停事件	東区札幌団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計232,200円を今後分割して令和9年4 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和7年6月12日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第24 号未払賃料請求調 停事件	北区レジデ ンス篠路団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計263,800円を今後分割して令和9年5 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	令和7年6月12日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第25 号未払賃料請求調 停事件	豊平区月寒 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係 る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合 計272,200円を今後分割して令和12年1 月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。